六　法第二十九条第一項の規定による申請の受理、同条第二項の認定、同条第三項の規定による変更の認定及び同条第五項の規定による認定の取消し	（略）	（略）
	ハ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が同条第五号ホに掲げる者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
	ニ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が同条第五号ホに掲げる者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
八　法第三十八条第二項の規定による通知の受理及び同条第三項の規定による勧告	（略）	（略）
	ハ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が同条第五号ホに掲げる者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
	ニ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が同条第五号ホに掲げる者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
	（略）	（略）
九　法第三十八条第四項の規定による命令	（略）	（略）
	ハ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）

六　法第二十九条第一項の規定による申請の受理、同条第二項の認定、同条第三項の規定による変更の認定及び同条第五項の規定による認定の取消し	（略）	（略）
	ハ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
	ニ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
八　法第三十八条第二項の規定による通知の受理及び同条第三項の規定による勧告	（略）	（略）
	ハ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
	ニ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
	（略）	（略）
九　法第三十八条第四項の規定による命令	（略）	（略）
	ハ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）